

物品の調達業務及び委託業務に係る入札結果等の公表事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、入札結果等を公表することにより、物品の調達(購入、修繕(施設・設備等の修繕を除く。)、物品製造の請負、賃貸借をいう。以下同じ。)及び委託業務の円滑な執行と透明性を図ることを目的とする。

(予定価格の事前公表)

第2条 物品の調達のうち、物品調達審査会の会長が別に定めるものについては、指名通知又は一般競争入札の公告をした日から当該入札を執行するまでの間、予定価格を公表するものとする。

(公表の範囲及び内容)

第3条 契約担当課長は、次の事項について公表するものとする。

- (1) 調達物品名又は委託業務名
- (2) 入札執行日又は開札日
- (3) 指名業者名又は応札業者名並びに入札金額及び入札回数
- (4) 予定価格(予定価格の事前公表を行った場合のみ)
- (5) 落札(決定)業者名及び落札(決定)金額及び契約金額
- (6) 仕様書(図面等の添付書類を含む)

2 入札不調の場合は、前項第5号に代えて「不調」と表示し、公表するものとする。

(公表の期間)

第4条 入札結果等の公表は、落札者及び落札金額の決定(入札不調の場合を含む)後、速やかに行い、入札した日の属する年度の4月1日から起算して5年間行うものとする。

(公表の場所)

第5条 公表場所は、契約担当課とする。

(公表の方法)

第6条 公表は契約担当課長が行い、閲覧方式によるものとする。

(準用)

第7条 第2条から第5条までの規定は、豊橋市契約規則第52条に定める額を超える随意契約について準用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 委託業務に係る入札結果等の公表事務取扱要領(平成12年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 物品の調達業務に係る入札結果等の公表事務取扱要領(平成5年7月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成20年10月8日から施行する。

附 則(

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

物品調達、委託業務（測量・建設コンサルタント除く）入札結果の公表等について

| 公表内容 | 物品の調達 (賃貸借を除く) | 委託（測量・建設コンサルタント除く）・ 賃貸借 |
|-------------------|----------------------------|----------------------------|
| ①物品名 委託業務名 | ○ | ○ |
| ②入札執行日 | ○ | ○ |
| ③指名業者名 応札業者名 | ○ | ○ |
| ④入札金額 | ○ | ○ |
| ⑤入札回数 | ○ | ○ |
| ⑥予定価格 | ×（ただし、50%以上の架装を要する特殊車両のみ○） | × |
| ⑦落札業者名 | ○ | ○ |
| ⑧落札金額 | ○ | ○ |
| ⑨契約金額 | ○ | ○ |
| ⑩仕様書（図面等の添付書類を含む） | ○ | ○ |
| 不調の場合 | ①～⑥のほかに「不調」と表示 | ①～⑥のほかに「不調」と表示 |

| | | |
|--------|-----------------------------|----------------------------------|
| 公表を行う者 | 契約検査課長 | 入札、契約を実施した担当課長 |
| 公表の場所 | 契約検査課 | 入札、契約を実施した担当課 |
| 公表の方法 | 閲覧方式（上記①から⑨の公表の内容は一覧表にして公表） | 閲覧方式（上記①から⑤、⑦から⑨の公表の内容は一覧表にして公表） |
| 公開の始期 | 入札後、速やかに | 入札後、速やかに |
| 公開の期間 | 入札した日の属する年度の4月1日から起算して5年間 | 入札した日の属する年度の4月1日から起算して5年間 |

業務委託の予定価格情報公開請求

| | |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| 例年同様の契約を繰り返す委託業務 (例：清掃委託業務、警備委託業務) | 非公開 |
| 上記以外 | 原則事後公開（要契約検査課合議） 公開する場合は契約確定後 |